

ID: 255

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	八頭町道路占用料徴収条例 第5条ただし書		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【根拠条文】 (占用料の還付) 第5条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、道路占用者から占用料還付の請求があった場合、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた月の翌月からの占用料を還付することができる。</p> <p>(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他特別の事由により道路の占用ができなくなったとき。 (3) 占用者が占用の廃止を届け出て道路を原状に回復したとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日